

公衆衛生委員会では、月に1回程度外部委員より公衆衛生等について有益な情報を提供いただいております。協会職員の皆さまにもお役立ていただける内容が多くあると考え、ご紹介させていただきます。
ぜひお読みください。

今回は、3月と4月の公衆衛生委員会でご発表いただいた外部委員の先生方からの情報をご紹介します。

ご発表いただいた先生方

藤内 修二 先生（大分県東部保健所）
堤 明純 先生（北里大学医学部公衆衛生学）

地域BCPについて考える

南海トラフ地震に備えて

大分県東部保健所

藤内 修二

裁量労働制における健康確保措置の在り方

堤 明純

北里大学医学部公衆衛生学

災害時の地域BCPについて考える ～南海トラフ地震に備えて～

藤内 修二 先生

大分県東部保健所



地域BCPの必要性

- ✓ 大規模災害時、個々の医療機関の努力だけではハード面とマンパワーの両立は困難
- ✓ ハード設備が整っていても職員不足、あるいは停電・断水による機能停止のリスク
- ✓ 各医療機関の「**残存**」機能を結集し、**可能な限りの診療機能を維持する「地域BCP」**が不可欠

災害時のスタッフ参集の壁

- ✓ 「過労死ライン」の残業をしても、**時間外の災害発生確率（58.3%）の方が高い現実**
- ✓ 災害直後の自家用車参集は原則NG。建物の倒壊、津波、土砂崩れ等による道路寸断の課題

・ 道路啓開のステップとタイムライン

道路啓開には時間を要し、東日本大震災では津波警報解除から作業開始までに42時間のタイムラグが発生。

ステップⅠ（1日）

最優先啓開ルート。県外・防災拠点をつなぐ広域・骨格ルート。高速道路は最優先だが**緊急車両のみ通行可**。

ステップⅡ（3日）

優先啓開ルート。地域の救急活動や緊急物資の支援等に係る活動拠点を結ぶルートが開通。

ステップⅢ（7日）

復旧に向けて必要な拠点を結ぶルート。離島（姫島など）へのアクセスは1週間以後まで困難。

別府市における地域BCPの試みと今後の課題

📄 基幹病院の参集状況（別府市の例）

📄 明らかになった課題

- ✓ 別府市内の災害拠点病院等、基幹病院の医師の7～8割は大分市内から通勤
- ✓ 大分市とを結ぶ幹線道路（国道10号線）は津波で3m浸水、啓開は発災3日後の想定
- ✓ 津波警報解除（42時間後）から啓開まで含めると**発災後3日間は参集困難**。参集可能な医師数は25%～40%

• 地域BCPの実践的アプローチ：開業医との連携

- ✓ 市内在住の開業医が、最寄りの基幹病院に参集し診療を提供する仕組みの検討
- ✓ 災害時応援協定の「避難所、災害現場等」の解釈を拡大し、基幹病院を「等」に含めることで対応可能

• 機能集約の具体例

透析不能なクリニックから拠点病院への患者・スタッフ派遣や、非常用電源のある施設への外科医集約など、各医療機関の強みを活かした人員配置。

📄 Take Home Message（平時からの備え）

- ✓ 地域の「道路啓開計画」を確認し、時間外発災時における**職種ごとの参集可能率**を把握
- ✓ 参集可能な限られた職員での**3日間の対応（入院患者ケア・傷病者対応）**を検討。職員用食料3日分の備蓄
- ✓ 周囲の医療機関の協力を得るため、**平時からの協議や応援協定の締結**を推進

💡 まとめ

自施設のBCP策定に加え、地域の「残存機能」を集約する「地域BCP」が不可欠。
道路啓開のタイムラインを把握し、発災からの初期3日間を地域全体で乗り切る体制の構築を。

裁量労働制における健康確保措置の在り方 ～労働者の健康を守るために～

堤 明純 先生

北里大学医学部公衆衛生学



🎯 裁量労働制の現状と疾病リスク

- ✓ 1週間の実労働時間が60時間以上の労働者が8.4%存在する。
- ✓ 持ち帰り残業、休日なし、深夜労働、時間外連絡の頻度が高い傾向にある。
- ✓ **長時間労働や不規則な生活が健康上の留意すべきリスク要因**となる。

🚧 留意すべき疾病リスク要因

- ✓ **長時間労働・過重労働**：心疾患やメンタルヘルスのリスク上昇に繋がる。
- ✓ **概日リズムの乱れ**：深夜労働や不規則な生活習慣による睡眠への悪影響が生じる。
- ✓ **仕事から距離をとれないこと**：心理的ディタッチメント（仕事から心理的に離れること）が阻害される。

• 望ましい「裁量」の在り方

労働者が働き方や休み方を自分で決められる「Worktime control」が重要である。十分な裁量がないのに裁量労働が適用されると、かえって健康状態を悪化させるおそれがある。

🕒 時間管理

一日の労働時間の長さ、始業・終業時刻、休憩を自分で決められることが望ましい。

📅 休息確保

疲労回復の機会を保持するため、十分な勤務間インターバルを確保することが望ましい。

🌴 休暇取得

長期休暇や有給休暇、介護・育児休業などのスケジュールを労働者自身が決められる裁量は、労働者のウェルビーイングに好ましいという報告がある。

労使双方にとって望ましい健康確保措置

🏢 事業者に求められる事項と労働者の自覚

📄 健康確保のための基盤

- ✓ みなし労働時間にかかわらず、**正確な実労働時間の管理**が重要である。
- ✓ 裁量に見合う適切な目標（タスク）設定と、こなせない場合の労使間の調整が必要である。
- ✓ 労働者側も、過度に仕事にのめりこまないよう**時間管理や生活の規則性を自覚・自己管理することが**重要である。

• 事業場全体の制度的な措置（一次予防）

- ✓ 勤務間インターバルの確保、深夜労働の回数制限、労働時間の上限措置を設けること。
- ✓ 職場の特性に応じた「**時間外連絡方法のルール化**」（つながらない権利の考慮）を行うこと。
- ✓ 心身の健康を保ちながら働き続けられるよう、労働者への健康教育を実施すること。

• 個々の状況に応じた措置（二次予防）

一定時間を超える対象者への医師の面接指導や、代償休日・特別休暇の付与、健康診断の実施、相談窓口の設置、適切な部署への配置転換などを講じることが求められている。

💡 まとめ

裁量労働制においても正確な時間管理に基づく長時間労働の防止が求められる。
十分な裁量の付与と、一次予防・二次予防を組み合わせた包括的な健康確保措置を、労使双方で構築していく必要がある。